

公的個人認証サービス

利用者ガイド

地方公共団体情報システム機構

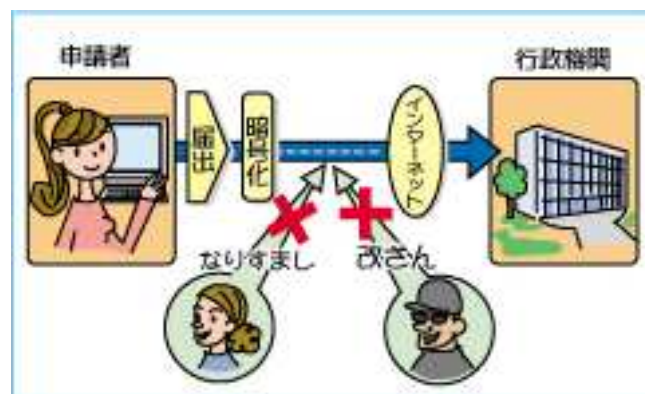
— 目次 —

1．公的個人認証サービスとは	1
2．電子署名および利用者証明について	2
(1) 電子署名について.....	2
(2) 利用者証明について.....	2
(3) 公的個人認証サービスについて.....	3
3．電子証明書について	4
(1) 署名用電子証明書.....	4
(2) 利用者証明用電子証明書.....	5
4．公的個人認証サービスをご利用になるには	7
(1) 個人番号カードの交付を受けるには（市区町村窓口での手続）.....	7
(2) ICカードリーダーの準備について.....	7
(3) 電子証明書の発行を受けるには（市区町村窓口での手続）.....	8
(4) 個人番号カード紛失の恐れがある場合には（電子証明書の一時保留を行うには）.....	10
(5) 電子証明書の利用をやめるには（電子証明書の失効申請／届出を行うには）.....	10
(6) 電子証明書の内容を表示するには.....	13
(7) パスワードを変更するには.....	14
(8) パスワードを忘れてしまったら.....	14
(9) 電子証明書を利用して電子申請を行うには.....	15
(10) 自分の電子証明書の有効性を確認するには.....	17
(11) 署名用認証局及び利用者証明用認証局の自己署名証明書が正しいことを確認するには... ..	19
(12) 利用者クライアントソフトのその他の機能.....	20

1. 公的個人認証サービスとは

今後、様々な行政手続がインターネットを通じてできるようになります。この際、利用者の方が安心してインターネットを通じた行政手続を行うためには、他人によるなりすまし申請が行われていないことや、利用者からインターネットを通じて送信される電子データが途中で改ざんされていないことを行政機関が確認する機能が必要になります。

公的個人認証サービスとは、利用者の方が使用する電子証明書を交付し、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんなどを防ぐための機能を、全国どこに住んでいる人に対しても、安い費用で提供するものです。



2. 電子署名および利用者証明について

(1) 電子署名について

電子署名とは、暗号技術などを利用し、電子文書等のなりすましや改ざんを防止する技術の一つです。

一定の要件を満たした電子署名の施された電子文書等は、「電子署名及び認証業務に関する法律」により「本人の意思に基づいて作成されたもの」(真正に成立したもの)であると推定されます。

利用者が電子文書等に電子署名を施すためには、秘密鍵とよばれるデータが必要になります。また、行政機関が受けとった電子文書等に施された電子署名を確認するためには、秘密鍵に対応した公開鍵と呼ばれるデータが記載された電子証明書を電子文書に添付しなければなりません。

(2) 利用者証明について

利用者証明とは、暗号技術などを利用し、行政機関等が提供するオンライン・サービスを利用する際のなりすましを防止する技術の一つです。

利用者証明で用いる技術は電子署名と同様の技術ですが、電子署名が電子文書等に電子署名を行い、電子文書等の成りすましや改ざんを防止するのに対し、利用者証明は利用者が行政機関等において提供されるオンライン・サービスを利用する際に利用者本人であることを確認するために従来のID/PWに代替するものとして利用されるものです。

利用者証明を行うためには、秘密鍵とよばれるデータが必要になります。また、行政機関等が利用者本人であることを確認するためには、秘密鍵に対応した公開鍵と呼ばれるデータが記載された電子証明書を送信しなければなりません。

(3) 公的個人認証サービスについて

公的個人認証サービスは、利用者が電子申請などを行う際の電子署名に利用する署名用電子証明書と利用者がオンライン・サービスを利用する際の利用者証明に利用する利用者証明用電子証明書を機構が発行するサービスです。また、必要となる秘密鍵と公開鍵のペアは機構において生成し個人番号カードに格納します。



公的個人認証サービス利用者の注意事項

- ・ 電子署名や利用者証明において個人番号カードに格納された秘密鍵が重要なものであることから、利用者は十分な注意をもって秘密鍵、利用者の秘密鍵を格納した個人番号カード及びパスワードを安全に管理しなければなりません。また、パスワードについては定期的に変更することをお勧めします。
- ・ 利用者は、ポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) に掲載されている公的個人認証サービス利用者規約に記載されている事項を確認する必要があります。

3. 電子証明書について

(1) 署名用電子証明書

平成 28 年 1 月以降、公的個人認証サービスの署名用電子証明書は機構の署名用認証局より発行されます。

市区町村窓口において個人番号カードの交付を受ける際に、署名用電子証明書は格納されています（申請時に不要とチェックした場合を除きます。）

住民基本台帳カードに格納されていた電子証明書は、有効期限が切れるまで引き続き利用することができますが、住民基本台帳カードに新たな電子証明書を格納することはできません。

但し、個人番号カードの交付を受ける際に住民基本台帳カードは返却する必要があり、その際に住民基本台帳カードに格納されていた電子証明書は失効します。（住民基本台帳カードに格納されていた電子証明書の有効期間は、電子証明書の発行した日から 3 年間ですのでご注意ください。）

署名用電子証明書の更新等の手続はお住まいの市区町村窓口で受けることができます。

住民基本台帳カードに格納されていた電子証明書の更新を行うことはできませんので、有効期限が切れる前に、個人番号カードの申請を行い、個人番号カードに格納される署名用電子証明書をご利用ください。

署名用電子証明書には利用者から行政機関へインターネットを通じて送信される電子データが利用者本人により作成されたことを行政機関が確認するために、住民基本台帳に記録された氏名、住所、生年月日、性別と、利用者が電子署名のために使用する秘密鍵に対応した公開鍵が記載されます。また、署名用電子証明書には機構の署名用認証局による電子署名が施されており電子証明書が偽造されていないことを確認できるようになっています。

署名用電子証明書は発行の日から原則として 5 年間有効です。

但し、署名用電子証明書を利用者証明書と一緒に発行しない場合や、個人番号カードの残り有効期間

が5年間よりも短い場合には、署名用電子証明書の有効期間が5年間よりも短い場合があります。

また、有効期間中であっても引越しによる住所の変更や結婚による氏名の変更の場合などのように、署名用電子証明書の記載事項に変更が生じた場合は無効となりますので、変更した内容の記載された署名用電子証明書が必要な場合は、お住まいの市区町村窓口で発行することができます。

署名用電子証明書は、他人に不正使用されないよう市区町村窓口で利用者本人の個人番号カードに格納されます。

署名用電子証明書のイメージ図

(2) 利用者証明用電子証明書

公的個人認証サービスの利用者証明用電子証明書は機構の利用者証明用認証局より発行されます。

市区町村窓口において個人番号カードの交付を受ける際に、利用者証明用電子証明書は格納されています（申請時に不要とチェックした場合を除きます。）

また、利用者証明用電子証明書の更新等の手続はお住まいの市区町村窓口で受けることができます。

署名用電子証明書とは異なり、利用者証明用電子証明書には住民基本台帳に記録された氏名、住所、

生年月日、性別は含まれておらず、利用者がオンライン・サービスのために使用する秘密鍵に対応した公開鍵が記載されます。また、利用者証明用電子証明書には機構の利用者証明用認証局による電子署名が施されており電子証明書が偽造されていないことを確認できるようになっています。

利用者証明用電子証明書は発行の日から原則として5年間有効です。

但し、個人番号カードの残り有効期間が5年間よりも短い場合には、個人番号カードの有効期間と同じ有効期間となります。

署名用電子証明書と異なり、引越しによる住所の変更や結婚による氏名の変更の場合に、利用者証明用電子証明書が無効となることはありません。

利用者証明用電子証明書は、他人に不正使用されないよう市区町村窓口で利用者本人の個人番号カードに格納されます。

利用者証明用電子証明書のイメージ図

4. 公的個人認証サービスをご利用になるには

公的個人認証サービスを利用した電子申請を行うための流れは次のようになります。

お住まいの市区町村窓口で個人番号カードの交付を受けてください。(電子証明書は申請書の「発行を希望しない」旨のチェックボックスを黒く塗りつぶさない場合、個人番号カードに格納されます。)

電子申請などに使用するインターネットに接続されたパソコンと、パソコンで電子証明書を利用するために必要となる IC カードリーダライタの準備が必要です。

ご使用になるパソコンに IC カードリーダライタを接続してください。また、ポータルサイトから利用者クライアントソフトをダウンロードし、インストールしてください。(パソコンの環境やインストールする利用者クライアントソフトについては、ご利用になる電子申請のサイトで確認してください。)

ご利用になる電子申請の手順に従って、電子申請のソフトウェアの準備(ダウンロード、インストールなど)を行ってください。(手順などはご利用になる行政手続によって異なります。)

① 個人番号カードの交付を受けるには(市区町村窓口での手続)

個人番号カードの交付を受ける手続については、お住まいの市区町村にお問い合わせいただくか、個人番号カード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)をご確認ください。

② IC カードリーダライタの準備について

個人番号カードに対応した IC カードリーダライタについては、公的個人認証サービスポータルサイトの「サービスの利用に必要な IC カードリーダライタについて」メニューを参照してください。

(3) 電子証明書の発行を受けるには(市区町村窓口での手続)

市区町村窓口において個人番号カードの交付を受ける際に、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書は格納されています(申請時に不要とチェックした場合を除きます。)

個人番号カードの交付を受けた際に電子証明書の発行を希望しなかった場合でも、お住まいの市区町村窓口で電子証明書の発行を受けることができます。(受付窓口については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。)

電子証明書の発行/更新手続の流れは次のようになります

電子証明書の発行/更新申請に必要なもの

電子証明書の発行/更新申請を行うためには次のものが必要となります。

ICカード	個人番号カードを取得してください。 市区町村窓口で取得できます。
本人確認のために必要な資料	写真付きの公的な証明書 (詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください)
発行手数料	無料(カードの紛失等の場合を除く)

写真付きの公的な証明書(例)

パスポート/免許証/住民基本台帳カードなど

電子証明書の発行 / 更新申請手続の流れ

ご本人の個人番号カード（以下 IC カードと呼ぶ）など電子証明書発行申請に必要なものを持って、市区町村窓口へ行きます。



署名用電子証明書 / 利用者証明用電子証明書 新規発行 / 更新申請書を提出し、写真付きの公的な身分証明書（免許証など）を提示します。



市区町村窓口で IC カードを提出し、電子証明書を IC カードに記録します。



電子証明書を発行する際、ご利用の案内をお渡しします。また、電子証明書の写しを希望した場合は、写しを受け取ります。

(4) 個人番号カード紛失の恐れがある場合には(電子証明書の一時保留を行うには)

個人番号カード紛失の恐れがある場合には、電話(1)にて個人番号カード一時停止の届出を行ってください。

1 : 個人番号カードコールセンター 0570 - 783 - 578

(つながらない場合には、050 - 3818 - 1250)

個人番号カードの一時停止を行うことで、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の一時保留が行われます。

電子証明書の一時保留を解除するためには、お住まいの市区町村窓口で手続を行う必要があります。

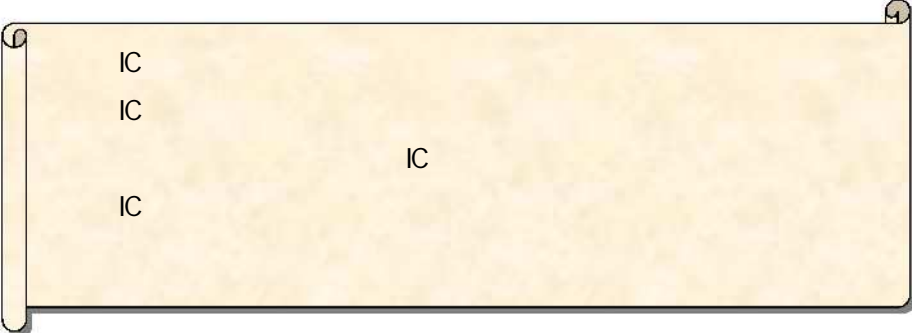
利用者証明用電子証明書は一時保留を解除することができますが、署名用電子証明書は、失効申請した後、新たな証明書を発行する必要があります。

(5) 電子証明書の利用をやめるには(電子証明書の失効申請/届出を行うには)

電子証明書の利用をやめる時には、電子証明書の失効申請を行ってください。電子証明書の失効申請/届出は、市区町村窓口もしくはインターネット(オンライン窓口)で行うことができます。

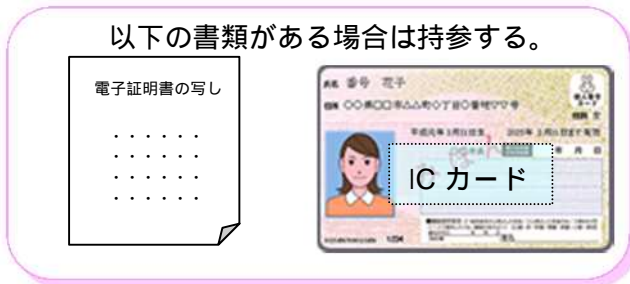
但し、以下の場合は、必ず市区町村の窓口ですみやかに電子証明書の失効の届出を行ってください。

すみやかに届出を行うことが難しい場合には、一時保留の届出を行った後電子証明書の失効の届出を行ってください。

- 
- ・ IC カードを紛失した場合
 - ・ IC カードが盗まれた場合
 - ・ 破損・故障などにより IC カードが使用できなくなった場合
 - ・ IC カードを他人に不正に使用された場合
または不正使用された可能性が生じた場合 など

A: 市区町村窓口で電子証明書の失効申請 / 届出を行うには

電子証明書の入った個人番号カードおよび電子証明書の写しがある場合はそれらを持って市区町村窓口に行きます。



電子証明書失効申請 / 秘密鍵漏えい等届出書を提出し、写真付きの公的な身分証明書（免許証など）を提示します。



失効させる電子証明書が格納された個人番号カードがある場合は当該 IC カードを提出します。

電子証明書失効申請等受理通知書を受取ります。

B: インターネット（オンライン窓口）で電子証明書の失効申請を行うには

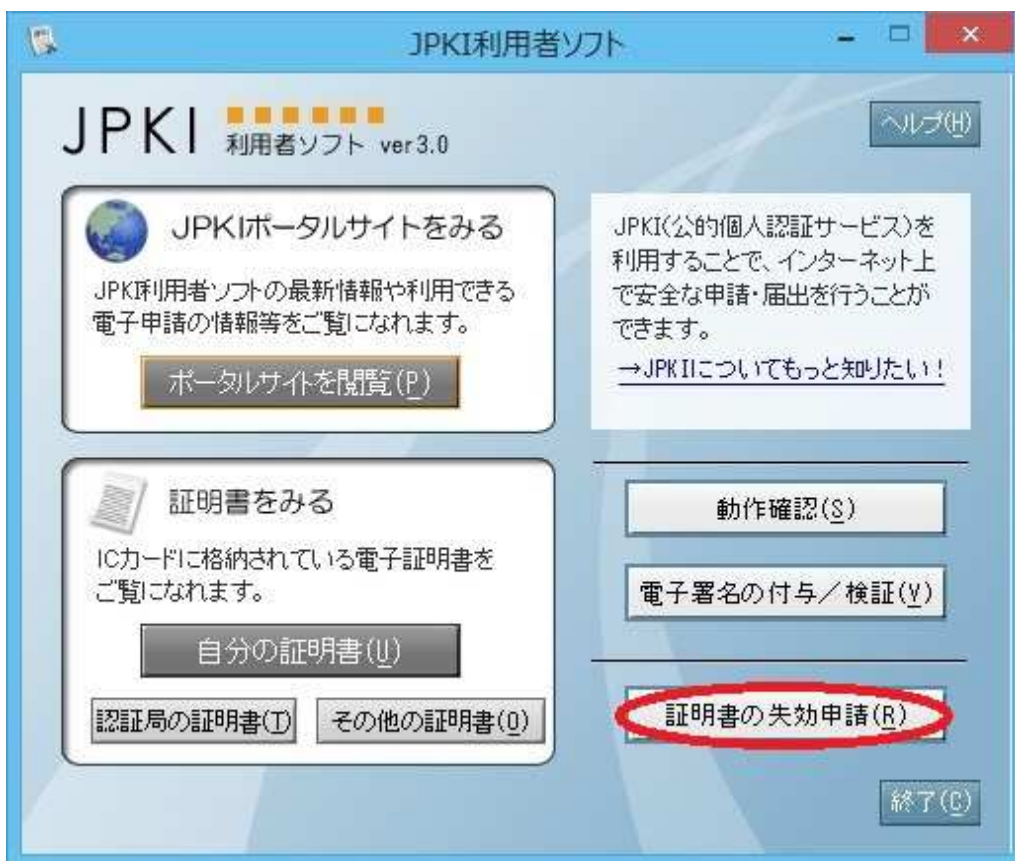
利用者クライアントソフトを使用してインターネット経由で電子証明書の失効申請を行うことができます。

失効申請を行うには、ポータルサイトからダウンロードにより入手していただく利用者クライアントソフトおよびICカードリーダーが必要になります。

インターネットで電子証明書の失効を行うには、利用者クライアントソフトの「証明書の失効申請(R)」をクリックしてください。

利用者クライアントソフトの詳細については、公的個人認証サービスポータルサイトの『利用者クライアントソフトの利用方法』([URL:http://www.jpki.go.jp/](http://www.jpki.go.jp/)・・・)を参照してください。

利用者クライアントソフト画面



（6）電子証明書の内容を表示するには

市区町村窓口で交付された電子証明書の内容を、自宅のパソコンでご覧になるには、ポータルサイトからダウンロードにより入手していただく利用者クライアントソフトおよびICカードリーダーが必要になります。

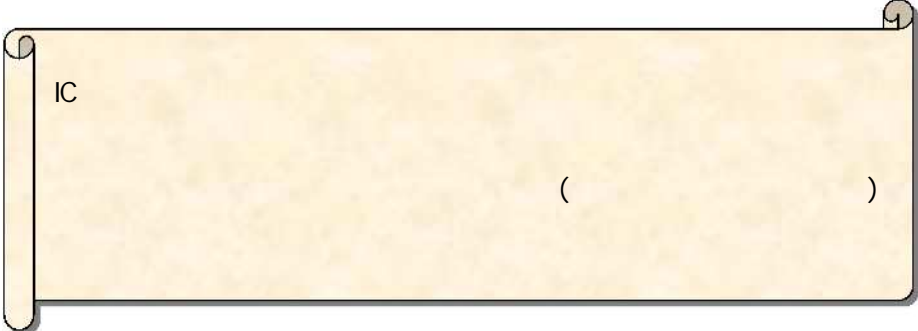
利用者クライアントソフトの詳細については、公的個人認証サービスポータルサイトの『利用者クライアントソフトの利用方法』（URL:<http://www.jpki.go.jp/>・・・）を参照してください。

電子証明書の表示（例）

(7) パスワードを変更するには

IC カードに設定された公的個人認証サービスのパスワードを自宅のパソコンで変更するには、ポータルサイトからダウンロードにより入手していただく利用者クライアントソフトおよびICカードリーダライタが必要になります。

パスワードの変更は、市区町村窓口でも行えますので、市区町村窓口でパスワード変更申請を行ってください。



IC カードに設定したパスワードは、他人に知られないように十分注意してください。
また他人に容易に推測されるような番号(生年月日、電話番号など)を用いないようにしてください。

(8) パスワードを忘れてしまったら

パスワードを忘れてしまった場合は、市区町村窓口でパスワード初期化の申請を行ってください。

なお、パスワードは、署名用電子証明書の場合は5回、利用者証明用の場合は3回、連続して誤ると不正使用防止のため当該電子証明書が使用できなくなります(ロックされます)。この場合も、市区町村窓口でパスワード初期化の申請を行ってください。

（9）電子証明書を利用して電子申請を行うには

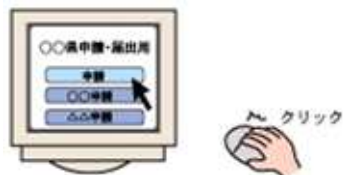
公的個人認証サービスで発行された電子証明書を利用して、各行政機関が提供しているインターネットを利用したオンライン申請・届出システムのサービスを利用することができます。

4 ページの準備が完了した後の電子申請の手続の流れ（イメージ）は次のようになります。

（手続によって手順が異なります。）

自宅のパソコンから申請や届出を行いたい行政機関のホームページを開きます。（自宅のパソコンにあらかじめ必要なソフトをインストールしておく必要があります。）

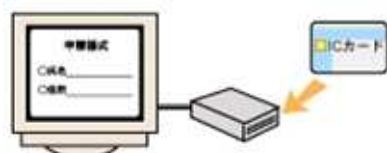
利用したい申請/届出の項目のページを開きます。



申請や届出に必要な項目（氏名・住所など）を入力します。



電子証明書が記録された IC カードを IC カードリーダーにセットし、パスワードを入力します。



電子署名ボタンをクリックすると、IC カードとパソコンの間で情報がやり取りされ、申請書に電子署名が行われます。



送信をクリックすると、申請書、電子署名及び電子証明書が行政機関に送信されます。



〔10〕自分の電子証明書の有効性を確認するには

電子証明書は、有効期間が満了した時や電子証明書に記載された事項に変更が生じた場合(署名用電子証明書のみ)などには失効します。

電子申請などを行う前に、電子証明書の有効期間が過ぎていないことを確認するには、利用者クライアントソフトで電子証明書の内容を表示してください。

また、電子証明書が失効していない(効力を失っていない)ことの確認(有効性確認)も、利用者クライアントソフトで行うことができます。

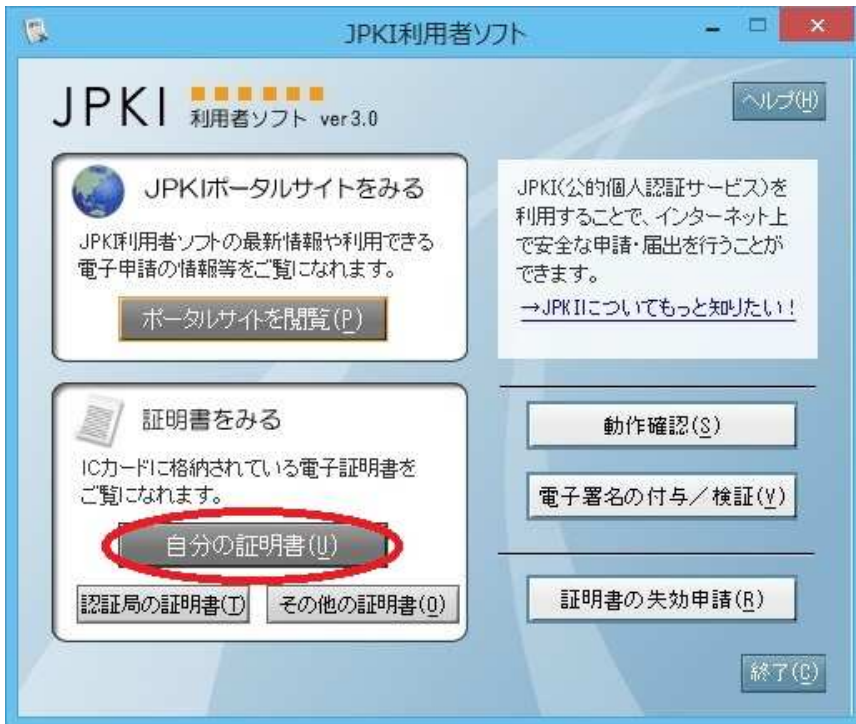
自分の電子証明書の有効性を確認するには、ポータルサイトからダウンロードにより入手していただく利用者クライアントソフトおよびICカードリーダーが必要になります。

電子証明書の内容を表示するには、利用者クライアントソフトの「自分の証明書(U)」をクリックしてください。

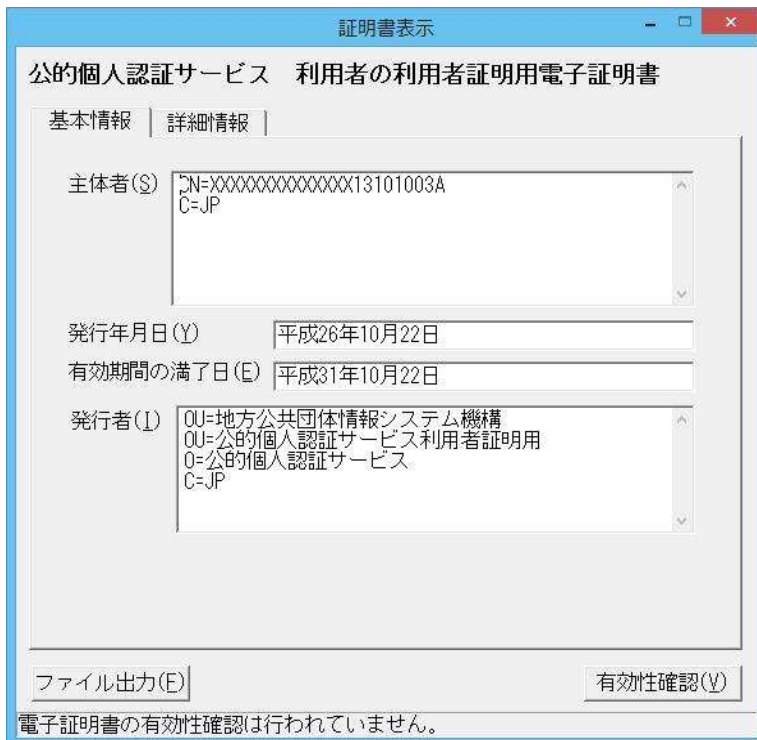
電子証明書が失効していないことを確認するには、利用者クライアントソフトの証明書が表示されている画面で「有効性確認(V)」をクリックしてください。

利用者クライアントソフトの詳細については、公的個人認証サービスポータルサイトの『利用者クライアントソフトの利用方法』(URL:<http://www.jpki.go.jp/>・・・)を参照してください。

利用者クライアントソフト画面



利用者クライアントソフト 証明書表示画面



〔 1 1 〕 署名用認証局及び利用者証明用認証局の自己署名証明書が正しいことを確認するには

個人番号カードに格納された署名用認証局及び利用者証明用認証局の自己署名証明書が確かにそれぞれの認証局が発行した正しいものであることは、フィンガープリントを確認することによって確認することができます。

フィンガープリントとは拇印や指紋という意味で、自己署名証明書のデータから計算される数値です。お手持ちの自己署名証明書のフィンガープリントと、ポータルサイトに掲載されているフィンガープリントが一致することを確認することで、自己署名証明書が正しいことを確認できます。

個人番号カードに格納された署名用認証局及び利用者証明用認証局の自己署名証明書のフィンガープリントは、ポータルサイトからダウンロードにより入手していただく利用者クライアントソフトの証明書表示機能を使用して確認することができます。

また、署名用認証局及び利用者証明用認証局の自己署名証明書のフィンガープリントは、公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) に掲載されています。

自己署名証明書の表示 (例)

証明書表示

公的個人認証サービス 利用者証明用認証局の電子証明書

基本情報 | 詳細情報

主体者(S) OU=地方公共団体情報システム機構
OU=公的個人認証サービス利用者証明用
O=テスト公的個人認証サービス
C=JP

発行年月日(Y) 平成26年7月7日

有効期間の満了日(E) 平成36年7月6日

発行者(I) OU=Japan Agency for Local Authority Information
Systems
OU=JPKI for user authentication
O=JPKI-TEST
C=JP

フィンガープリント
sha256 [REDACTED]

ファイル出力(E)

自己署名証明書とは：認証局が自身を証明するために発行する証明書（＝認証局の証明書）です。

〔12〕利用者クライアントソフトのその他の機能

利用者クライアントソフトの更新機能を設定することにより、電子証明書の有効期限が3ヶ月を下回った場合、ログイン時に有効期限の終了が近づいたことを示す通知ダイアログが表示されます。この場合は、電子証明書の更新手続きができますので、お住まいの市町村窓口にお越しになり、更新手続きをしてください。

利用者クライアントソフトの更新機能については、公的個人認証サービスポータルサイトの『利用者クライアントソフトの利用方法』(URL:<http://www.jpki.go.jp/>・・・)を参照してください。

禁・無断転載

公的個人認証サービス 利用者ガイド